

京都市宇津峽公園条例の一部を改正する条例（平成26年3月25日京都市条例第107号）（産業観光局農林振興室農業振興整備課）

消費税法及び地方税法の一部改正により、消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴い、京都市宇津峽公園の利用料金の上限額の適正化を図る必要があるため、現行の利用料金に引き上げ分105分の3を乗じて得た金額を現行の利用料金に加えた金額（ただし、10円に満たない金額は切捨て）に改正することとしました。

この条例は、平成26年4月1日から施行することとしました。

京都市宇津峡公園条例の一部を改正する条例を公布する。

平成26年 3 月 2 5 日

京都市長 門 川 大 作

京都市条例第 107 号

京都市宇津峡公園条例の一部を改正する条例

京都市宇津峡公園条例の一部を次のように改正する。

第8条第4項第1号中「5,000円」を「5,140円」に改め、同項第2号中「3,000円」を「3,080円」に改める。

別表第3コテージの項中「15,000円」を「15,420円」に、「2,000円」を「2,050円」に改め、同表オートキャンプ場の項中「5,000円」を「5,140円」に、「800円」を「820円」に改め、同表デイキャンプ場（テントを持参して利用する場合に限る。）の項中「800」を「820」に改め、同表魚のつかみ取りの項中「500」を「510」に改め、同表駐車場の項中「1,000」を「1,020」に、「500」を「510」に改め、同表備考3中「1,000円」を「1,020円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の京都市宇津峡公園条例（以下「改正後の条例」という。）第8条第4項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に改正後の条例第6条の規定による許可を受けたものが当該許可の際に支払うこととされている利用に係る料金について適用し、施行日前にこの条例による改正前の京都市宇津峡公園条例第6条の規定による許可を受けたものが当該許可の際に支払うこととされている利用に係る料金については、なお従前の例による。

3 改正後の条例別表第3の規定は、施行日以後の利用に係る料金について適用し、施行日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

（産業観光局農林振興室農業振興整備課）